

「各務原市下水道事業経営戦略(案)」に関する パブリックコメント(意見公募)の実施結果について

下水道事業の安定的で持続可能な経営を行うため、「各務原市下水道事業経営戦略(案)」を公表し、皆さまからの意見を募集するパブリックコメントを実施しました。

その結果、2名の方からご意見をいただきました。いただいたご意見と市の考え方は下記のとおりです。

提出されたご意見は、趣旨を損なわない程度に要約し、できる限り内容ごとに整理・分類した上で、市の考え方を示しています(順不同)

◆実施期間

令和2年4月10日(金曜日)～令和2年4月30日(木曜日)

◆意見の提出状況

提出者数 2名

いただいたご意見と市の考え方

対象箇所	全体
意見内容	
<ul style="list-style-type: none">・目次があった方が読みやすい。・経営戦略概要版と経営戦略本編を読み比べると、概要版に記載されている内容が本編にはない事例が見受けられた。例えば、概要版には、下水道事業の現状と課題がまとめてあるが、本編には項目がない。経営の基本方針、一般会計繰入金や下水道使用料の項目において、概要版と本編でニュアンスの違いがある。・本編の各ページに言えることとして、説明が不十分でわかりにくいのは残念である。また、具体的目標、指標が設定されていないことから、30年後の具体的な下水道事業の姿がイメージできない。・期間中に5回使用料が改定する計画であるが、市民の負担増を目に見える形で具体的に示す工夫がないのは残念である。・一般会計繰入金については、経営の健全化の観点から、平成8年度には基準外繰入金を0にしていることは評価できる。しかし、その後基準内繰入金を削減することを掲げ、使用料改定する手法は、その合理性をしっかりと説明するとともに、一般会計からの繰入基準や使用料の算定基準も示すべきである。・本編をささえるデータや資料等を整理して資料編を用意し公開することが望ましい。また、事後検証で使う指標などを活用してバックデータを充実し市民にわかりやすく示すことで理解を深めるべきである。・経営改善・合理化による原価の抑制という具体的方策が乏しい一方、使用料の改定が著しく目立つ経営戦略となっているのは誠に残念である。	
各務原市の考え	
<ul style="list-style-type: none">・目次については、いただいたご意見を踏まえ、追加します。・今回のパブリックコメントでは、「各務原市下水道事業経営戦略」(表紙を除き23ページ)をご意見の対象としていますので、ご意見の中で「概要版」と記載されたものに関する市の考えを差し控えさせていただきます(以	

降のご意見についても同様とします)。

・経営戦略は、本文にも記載のとおり、厳しい経営環境の中でも下水道事業を将来にわたって安定的に運営することが最大の目的であると考えます。そのために、経営戦略策定方針にも記載の通り、下水道使用料、一般会計繰入金、建設改良費、企業債、といった切り口で、それぞれの目標を定め、将来予測を立てています。

・一般会計繰入金については、総務省が毎年度発出する「地方公営企業繰入金について(通知)」の基準に基づき適切に見込んでいます。公営企業の基本原則である独立採算を目指し、下水道使用料で安定的な経営を行うことができるよう使用料改定が必要であることを記載していますが、本経営戦略は P23「6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項」にも記載の通り、定期的な見直しを行いますので、その都度使用料についても見直しを行い、改定の可否を含め算定根拠等を具体的にお示しした上で議会にお諮りします。

・具体的なデータについては、市民の皆様のわかりやすさを優先し本戦略において掲載はしていませんが、今後検討してまいります。(以降のご意見についても同様とします)

・原価の抑制については、常に効率的な運営を目指し、経費削減等もこれまで以上に行っていきます。

対象箇所

P1 1.1 経営戦略の目的

意見内容

・下から2行目 快適な住民生活 → 快適な市民生活

・各務原市下水道事業「経営戦略」→ 「各務原市下水道事業経営戦略」

・項目や内容等をしっかり整理したうえで、市民にわかりやすい戦略としてほしい。今後実施する事後検証や改訂がやりやすい、PDCA サイクルがうまく回せる内容であってほしい。

各務原市の考え

・市の下水道事業に関する経営戦略であることから、ご指摘いただいた通り「快適な市民生活」に修正します。

・「各務原市下水道事業経営戦略」に修正します。

・市民の皆様にとってわかりやすいものとなるよう項目を整理し、説明内容も簡潔なものとしています。事後検証や見直し作業においても、PDCAサイクルのもと、より充実させていきたいと考えています。

対象箇所

P1 1.1 経営戦略の目的

意見内容

経営戦略の目的では、「老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う下水道使用料の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、」と「快適な住民生活に必要な不可欠な下水道事業を将来にわたって安定的に運営できるよう」と記載されています。

意味は理解したいところですが、本経営戦略は、私からすると、あまりにも「安定的に運営できる」に、こだわりすぎていると考えます。

「下水道事業は建設の時代から維持管理の時代を迎えたといえます。」

・そうでしょうか？昨今の異常気象から、昨年の10月の長野豪雨を目の当たりにした時、「維持管理」では、各務原市でも、同じことが起こり得ます。

現「・・近年ではその維持管理をいかに図っていくかが大きな問題となっており、下水道事業は建設の時代から維持管理の時代を迎えたといえます・・」

提案「・・近年ではその維持管理に加え、異常気象による豪雨対策をいかに図っていくかが大きな問題となっ

ており新しい局面を迎えたといえます。…」

各務原市の考え

・公共下水道は、快適な生活環境を維持するために必要性の高い施設です。経営環境が悪化し下水道施設が使用できなくなることがないよう、安定的な運営を行うことが最も重要であると考えます。

・「下水道事業は建設の時代から維持管理の時代を迎えた」については、維持管理のみを行うということではなく、必要な投資(建設)は行いつつ、整備済施設の維持管理にも比重を置かなければならない時代に移ったという意味で用いています。ご指摘の異常気象への対策については、雨水建設事業費において毎年度見込んでいますが、計画への影響が大きくなる要因が発生した場合には、P23「6.経営戦略の事後検証、改定等に関する事項」に記載の通り、その都度見直しを行うこととしています。

対象箇所

P1 1.2 計画期間及び目標年次

意見内容

「計画期間は30年とし、目標年次は令和31年(2049)とします。」とあるが、目標年次(令和31年2049)における下水道事業の姿、達成すべき指標等を明示してあるとわかりやすい。載せ方や指標等は下水道課で精査してください。ちなみに3月議会で議員に配布された概要版では、現状(H30年度末)として普及率、水洗化人口、水洗化率、経費回収率が載せてある。

各務原市の考え

経営戦略は、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画です。この基本計画をもとに整備計画を定め、事業を行っています。

対象箇所

P2 1.3 経営戦略策定手順

意見内容

このページはとても重要です。手順となっていますが、経営戦略策定の基本方針を示している。

経営戦略は、事業の現況を確認することから始まり、次に将来の事業環境を設定し、それら条件を基に財政収支を予測し事業が継続的に運営可能かどうかを検討します。

作業の流れはよくわかります。

表に現況確認とあるが、本編では現況に関する記載はない。

経営戦略策定・改定マニュアル P5 ④ 経営の現状分析 では

「経営戦略」を策定や改定する最初の段階では、企業の経営について現状分析をしっかり行うことが重要である。

具体的には、過去の決算書データ等から収益・費用の各項目の増減変化を分析し、その要因を特定するとともに類似団体比較等によりその水準の適否を判断し、現在の経営状況に係る課題を洗い出していく。その際、経営比較分析表の作成過程で一定の分析結果があればそれを用いても良い。

また、これまでの効率化・経営健全化の取組についての内容や効果などの検証・評価もこの際行うべきである。

ここで行った現状分析がこれから策定する「投資・財政計画」のための課題抽出にもつながるものである。

とある。現況確認の作業は、現在の経営状況に係る課題の洗い出しや「投資・財政計画」のための課題抽出につながる。実際策定作業では現況確認しているはず、本編でその作業の成果を「見える化」してほしい。前述の概要版では、2. 各務原市の下水道事業の現状と課題で簡単な説明をしています。

財政収支検討において、収益的収支が黒字とならない、あるいは収益的収支が黒字でも資本的収支の不足額を賄えない場合は、建設計画及び下水道使用料の設定を再検討し、それらがクリアできた上で、さらに一般会計繰入金を極力減少するような計画を策定します。具体的な策定手順は次図に示すとおりです。

上記作業は、基本的に使用料値上げを前提にしないと実現できないことから、不適切である。

表に示された作業の流れは理解できます。しかし、財政収支検討に示された、

独立採算を目指した事業運営のための具体的検討事項

- 1 収益的収支は黒字か
- 2 資本的収支の不足額は補填財源で補えているか
- 3 基準外繰入=0かつ分流式下水道に要する経費=0か

経営戦略策定・改定ガイドライン P5~7 では、(4)「財源試算」の取りまとめの中で、一般会計からの繰出金について以下のように述べている。

ウ 一般会計からの繰出金については、公営企業は独立採算制を経営の基本原則としつつ、経費のうち、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でないもの、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるもの等については、法令等に基づき、一般会計等が負担又は補助をし、あるいは出資をすることとされている。これらの経費を除けば、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。この経費負担区分による一般会計からの繰出しの基本的考え方は、毎年度「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)として通知している。

このような経費負担区分について、適正な運用を図るとともに、公営企業会計においても、社会経済情勢、厳しい地方財政の状況等を踏まえ、一層の自助努力により、安易な一般会計等からの繰出金に頼らない独立採算制の基本原則に立脚した経営に努める必要がある。以上を踏まえ、繰出金ごとに積算の考え方を明確にした上で、その必要性、将来的な見込み、合理化に向けての考え方などについても説明すること。

これらは、「経営戦略」の策定を通じた繰出金の「見える化」につながり、また、計画的経営を通じた繰出金の合理化にも資するものである。

基準外繰入=0については、P12 3) 一般会計繰出金のグラフを見ると令和8年度に達成する計画である。分流式下水道に要する経費=0については、分流式下水道等に要する経費の繰出基準がありこれに従わない理由が明示されていない。

さらに一般会計繰入金を極力減少するような計画を策定します。とあるが、まずは基準外繰入=0で十分と考える。国の繰出基準を遵守し、安易な一般会計等からの基準外繰入金に頼らない経営を基本とすべきと考える。この方針決定の議論がどのようになされたか、明らかにすべきである。使用料改定ありきで進められる財政収支検討は危険である。また、経営戦略策定・改定マニュアル(P6~7)にある⑦「投資・財政計画」の策定に従えば、さらに一般会計繰入金を極力減少するような計画を策定します。という方向性は、勢い使用料値上げにつながることは必至である。P7にある以下の部分は、経営戦略策定にあたり、肝に銘じて作業に当たる必要があると考える。

以上の流れに沿った検討に基づき、「投資試算」と「財源試算」とをそれぞれ行う。最初に想定されるいくつかのパターンで試算を行っても、まずは基本的なパターンの試算でも構わない。次に、それらの試算結果を合わせてみて収支ギャップがあるかどうか確認する。仮にこの段階で収支ギャップが生じなければ「投資・財政計画」の策定が可能となるが、想定される最も厳しいパターンでの試算は行っておくべきである。また、収支ギャップが生じた場合には、料金改定の必要性や更新投資の時期、投資以外の経費について再度検討し、投資

試算、財源試算に立ち返って再度試算する。この一連の作業を繰り返し、収支ギャップを解消していく必要がある。

具体的な収支ギャップの解消方法については、事業別マニュアルを参照しながら収支ギャップの発生要因に応じた適切な方法を採用し、収支の均衡点を探るための徹底した見直しを行う。

特に、料金改定を盛り込む場合は、住民負担に大きな影響を及ぼすものであることから、最大限の経営努力を行った上で、丁寧に住民や議会に説明を行う必要があることに留意すること。

下線部は、公営企業のあるべき姿だといえる。

3)一般会計操出金 令和3年度の850百万円をピークに令和31年度には400百万円まで減少させる計画となっており、後述する使用料改定により独立採算となるまでは、必要な額の繰入を見込みます。

とあるが、この方針決定の議論も明らかにすべきである。使用料改定により独立採算となるまでは、とはさらに4億円の使用料改定が必要と読める。

各務原市の考え

経営戦略の策定に当たっては、過去の決算等もふまえ、将来的な予測をたて、検討を重ねて財政計画を作成しました。パブリックコメントの対象として掲載した内容には、わかりやすさを重視し、簡潔にお示しました。使用料の改定に関しては、“値上げ”を前提としたものではなく、公営企業の基本原則である独立採算という高い目標を掲げ、改定の方向性をお示しています。実際には、使用料の定期的な見直しの都度、改定の要否を含めて議会にお諮りします。

対象箇所

P4 2.2 下水道使用料

意見内容

「本市では、平成31年4月に使用料の改定を行いました。従前の使用料体系では、基本使用料に2か月で20㎡の使用料が含まれていましたが、今回の見直しでは基本水量を廃止しています。改定後の下水道使用料の料金体系の概要・考え方は次表に示すとおりです。」

この3行及び表2-2で、何が言いたいのかよく理解できない。使用料の考え方に関する記載がない。使用料の積算基準があれば、記載してほしい。

表2-2はマニュアルの様式を参考に作られてはいるが、わかりにくい。

各務原市の考え

本市の下水道使用料に関する説明文を追加します。

<追加>

平成31年4月からの使用料改定では、現代の家族構成や社会情勢に合わせて基本水量を廃止し、基本使用料を低く抑えることとしました。なお、一度に大きな改定を行うことによる市民生活への影響を考慮し、2回に分けて改定を行うこととしたため、令和4年4月より2回目の改定となります。

対象箇所

P5 3.1 行政区域内人口の予測

意見内容

参考「各務原市人口ビジョン」は令和元年度に改訂されている。

社人研の推計値 H25年推計、H30年推計のどちらを採用しているのか。採用している各年度の行政区域内人口データを資料として明示できないか。

各務原市の考え	
社人研の推計値は、平成 30 年 3 月公表データを採用しています。なお、本経営戦略において使用している行政区域内人口は、社人研の推計による人口の減少傾向を用い、平成 31 年 4 月 1 日時点の年度行政区域内人口を起点に予測しました。	
対象箇所	P5 3. 2 処理区域内人口の予測
意見内容	
採用している各年度の処理区域内人口データを資料として明示できないか。	
各務原市の考え	
処理区域内人口の推計については、行政区域内人口の推計でも用いた社人研の推計による人口減少傾向を採用し、平成 30 年度末処理区域内人口を起点に決めました。	
対象箇所	P5 3. 3 有収水量の予測
意見内容	
<p>図 3-1 有収水量推計手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水洗化率の伸びを設定 ●H30 時点の岐阜県内の最高値を目標 具体的にどう伸び率を設定したのか、明示できないか。目標水洗化率を達成する具体的な取り組みは用意されているか。 2. 水洗化人口の算出 ●水洗化人口＝処理区域内人口×水洗化率 各年度のデータを明示 3. 一人一日あたり排除量の設定 ●水道事業経営戦略より節水傾向を考慮 各年度のデータを明示 4. 有収水量の推計 ●有収水量＝水洗化人口×一人一日あたり排除量 各年度のデータを明示 	
各務原市の考え	
<p>水洗化率については、本経営戦略の目標年次である令和 31 年度末までに、平成 30 年度の岐阜県内最高値である 97.8%の水洗化率を達成するものとして、計画期間内の各年度で均等の伸び率を設定しました。</p> <p>一人一日あたりの排除量については、起点を平成 30 年度の有収水量÷水洗化人口として算出し、各務原市水道事業経営戦略で見込んでいる節水傾向を踏まえて算出しています。</p> <p>水洗化率向上に向けた取組としては、イベントでの普及活動や、職員の戸別訪問による接続促進活動を行っています。</p>	
対象箇所	P6 3. 4 污水管路の改築・更新計画
意見内容	
<p>具体的な数量等が示す必要がある。各年度の改築・更新管渠(敷設年次)のデータ</p> <p>平成 29 年度に令和 50 年(2068 年)度まで 50 年間の「下水道ストックマネジメント基本計画」を策定しました。とあるが、国・県に報告している計画は5か年計画と聞いた。(令和 2 年か 3 年が終了年度)5 か年計画が終了する前に次の 5 か年計画を策定することになるのか。</p>	
各務原市の考え	
平成 29 年度に策定した「下水道ストックマネジメント基本計画」は、計画期間を 50 年とする基本計画で、それをもとに 5 年ごとに実施計画を国・県に提出しています。本経営戦略では 50 年の基本計画を元に、污水管路の改築・更新計画を作成しています。	
対象箇所	P6 3. 5 污水管路の新設計画
意見内容	
事業費も記載できないか、各年度管渠延長のデータも資料として明示	

各務原市の考え	
概算事業費の算出にあたっては、「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説 参考資料(平成 27 年 10 月:国土交通省)」に記載の数式を採用しています。管渠延長については、平成 30 年度末時点の処理区域面積÷管渠延長により 1ha あたりの管渠延長を算出し、各年度の整備予定面積に乗じて予測しています。	
対象箇所	P6 3. 7 雨水管路の新設計画
意見内容	
見込んでいる実額を記載したほうがわかりやすい。各年度具体的な雨水幹線整備延長	
各務原市の考え	
台風や集中豪雨により近年多く発生している浸水被害を防ぐ必要があるため、雨水管路は今後も順次整備していく方向性です。ただし、雨水事業は公費負担が原則であり、整備のために借り入れる企業債の償還金は一般会計負担となること、また近年見られる全国的に多大な浸水被害を踏まえ、国土交通省の交付金の重点施策も大きく変動しうることなどから、本経営戦略においては平成 30 年度整備実績により令和 3 年度以降の事業費を見込んでいます。	
対象箇所	P6 3. 8 雨水貯留施設の新設計画
意見内容	
各年度の施工学校 (3.4~3.8 までもう少し具体的に数字を入れて記述してほしい。)	
各務原市の考え	
雨水貯留施設については、公共下水道事業計画(雨水)において計画している箇所(小中学校校庭などの公共施設)を年次計画を立てて事業費を算出しています。	
対象箇所	P6 3. 7 雨水管路の新設計画、3. 8 雨水貯留施設の新設計画
意見内容	
<p>ここには新たな豪雨対策の必要性について、具体的に記載されていません。現時点では、対策の根拠も無いので、記載が困難であることは理解します。従って、今回の戦略では記載できない事を示すべきと考えます。提案、追記「しかしながら、現時点の計画では、今後の気象災害に対応できない状況が明らかになった場合には、速やかに対応計画と必要費用を公表します。」</p> <p>但し、今後の異常気象対策に触れると、4 経営の基本方針 以降の記載内容と整合性が取れない表現が出てきます。</p> <p>これは、6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項に記載する必要があります。</p>	
各務原市の考え	
<p>近年、台風や集中豪雨により全国的に多大な浸水被害が発生しています。そのため、国土交通省の雨水関連の交付金の重点施策も大きく変動しうることなどから、いったん過去の整備実績により将来事業費を見込んでいます。</p> <p>しかしながら、雨水事業は公費負担が原則であり、整備のために借り入れる企業債の償還は一般会計負担であることから、公共下水道事業の自主財源である下水道使用料には影響がなく、ある程度柔軟な対応ができる見込んでいます。</p> <p>なお、ご指摘いただいた今後の気象災害への対応については、P23「6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項」に記載の通り、計画への影響が大きくなる要因が発生した場合にはその都度見直しを行うこととし</p>	

ています。	
対象箇所	P7 3.9 組織の見通し
意見内容	
<p>・将来的には上下水道事業において総務(経理)担当の統合も視野に入れ、継続的に経営の効率化を図っていく予定です。とありますが、収益的支出 1. 営業費用 (1)職員給与費 令和3年度以降31年度まで135,011千円で固定されている。上下水道事業において総務(経理)担当の統合の成果が反映されていない。</p>	
各務原市の考え	
<p>表3-1「令和元年度移行人員増減予定」に記載の通り、計画初年度の令和2年度と比較して令和3年度は1人減の見込みとして、職員給与費を令和3年度より減としています。その後のさらなる効率化については、現時点で詳細が確定していないことから、職員給与費としては減を見込んでいませんが、具体的な組織統合となった場合は、P23「6.経営戦略の事後検証、改定等に関する事項」に記載の通り、計画への影響が大きくなる要因が発生したものとしてその都度見直しを行うこととしています。</p>	
対象箇所	P8 4 経営の基本方針
意見内容	
<p>・図4-1 各務原市下水道事業経営の基本方針 具体的施策例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な下水道使用料設定による一般会計繰入金の削減 ・収益拡大のための接続率向上に向け広報活動の推進 ・民間活力の活用の検討 ・汚水管路新規整備を行い未普及地域を解消 ・老朽管渠の改築・修繕により安定したサービスの提供 ・雨水管路新規整備を行い都市型浸水被害を防止 <p>を以下のように整理することを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水管路新規整備を行い、未普及地域を解消 ・老朽管渠の改築・修繕により安定したサービスの提供 ・民間活力の活用の検討 ・雨水管路新規整備を行い、都市型浸水被害を防止 ・収益拡大のための接続率アップに向けた広報活動の推進 ・経営改善・合理化による原価の抑制 この項目がないと公営企業として不十分だと思う。 ・下水道使用料の適正化による一般会計繰入金の削減 	
各務原市の考え	
<p>ご指摘いただいたように、必要最小限で最大の効果を上げるため、原価抑制は必要であると考えますので、「経営改善・合理化による原価の抑制」を項目として追加させていただきます。</p>	
対象箇所	P8 4 経営の基本方針
意見内容	
<p>具体的施策例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽管の改築・修繕により安定したサービスの提供 <p>今、技術開発の進歩は目覚ましい状況です。下水道の配管に関しても同様の事が考えられると思います。3</p>	

項目目の「民間活力」は、経営を意識した記載と推測しますが、老朽管の改築についても、民間の新技術を導入して頂きたいと考えます。

修正提案「最新技術の導入による老朽管の改築・修繕・更新により安定・向上したサービスの提供」

具体的施策例

・雨水管路新規整備を行い都市型浸水被害を防止

これも、前意見と同様です。

修正提案「最新技術の導入による雨水管路新規整備を行い都市型浸水被害を防止」

各務原市の考え

ご提案いただいた民間の新技術の導入については、市でも常に最新技術の動向を把握し、積極的に取り入れています。

対象箇所

P9 5 経営戦略の策定

意見内容

経営戦略策定方針

是非、追加で検討して頂きたい提案です。昨年の長野豪雨のレベルまたはそのレベルを少し越えるレベルを想定した場合に、各務原はどうなるのか？をシミュレーションし、対策を検討して準備して頂きたい。

具体的には、15mm/1時間の豪雨が5時間及び10時間、降り続いた場合、市内のどの場所の排水能力が不足し、どれだけが浸水するのか？そして、それに対する対策は？

もう一つは、木曽川の上流にどれだけの豪雨が降れば、犬山頭首工の能力を越え、木曽川が氾濫するのか？そして、耐えうるまたは、各務原が浸水しない対策があるのか？

この2つを十分に検討して、頂きたいと提案致します。

追記提案「経営戦略策定方針

≫豪雨災害の危機管理」

- ・1時間に15mmの豪雨が5時間又は10時間降り続いた場合の現状の排水能力からの被害を想定する。
- ・木曽川が氾濫する危険が発生する降水量の試算とその場合の被害想定、実効性のある対策を検討する。

「効果

≫下水道事業の重要性の周知」

各務原市民への危機意識の啓蒙により下水道事業重要性を認知頂き、下水道料金の必要性をご理解頂く。

各務原市の考え

市では、近年被害が増大する豪雨や台風などに備え、排水機能の拡充を図るため、浸水しやすい地域への排水ポンプ設置や排水路の改修、河川への流出抑制対策としての小中学校への貯留施設の設置など、様々な事業を実施しています。また、今年度の防災対策強化事業として一般会計にて洪水ハザードマップの更新が予定されています。更新後の洪水ハザードマップについては、十分に周知を図ってまいります。

また、犬山頭首工は、農業用水を恒久的に確保するための施設です。

なお、雨水事業は公費負担が原則であり、整備のために借り入れる企業債の償還は一般会計負担であるこ

とから、公共下水道事業の自主財源である下水道使用料には影響はありません。

対象箇所

P9 5.1 経営戦略の策定(投資・財政計画表) (1) 策定方針

意見内容

・(1)策定方針

将来の建設計画に対する財源となる国庫補助金、受益者負担金及び企業債借入についても検討を行い、また、下水道使用料収入の改定シミュレーションを行った結果、次図に示す方針により経営戦略を策定します。この3行、もう少し丁寧にわかりやすく記述してください。

図 5-1 経営戦略策定方針

経営戦略策定方針 以下の3点だけで良いですか。

・現実的な污水管路建設計画策定

令和3～7年度までは30ha/年、令和8年度以降は10ha/年ずつ約262haを整備。

令和19年度まで投資する計画であるが、これが現実的である理由は？概要版ではこの計画完了時点で概成とするとしている。この時点での整備状況を数値で示すべき、概成とする理由や未普及エリアも明らかにすべきと考える。

・下水道使用料改定

計画期間内の収益的・資本的収支に必要な使用料を見込むため4年ごとに10%の使用料改定を行い、令和20年度以降は据え置き。この方針を決定するプロセスがみえない。令和4年度改定後、4年ごとに10%の使用料改定が必要であることがよく理解できる財政収支の検討作業を「見える化」する工夫がほしい。

・資本費平準化債借入

資本的収支が財源不足とならない最低限の借入額とする。資本費平準化債についての説明がほしい。(令和27年度以降はゼロ)

効果

・現実的な建設計画

下水道整備が効率的な地域に整備を集中することで将来の建設改良費用を抑制。

効率的な地域に整備は終了しているので、言っていることが理解できない。わかりやすく説明してください。

・独立採算を目指した事業経営

独立採算は大原則だが、現実的な方針なのか。下水道事業に対する公的負担、基準内繰入はどうなるのか。

段階的な使用料改定により、基準外繰入だけでなく、令和20年度以降は基準内繰入のうち分流式下水道等に要する経費も使用料で賄うことができる。

令和20年度使用料改定を実施しない場合のシミュレーションで、20年度以降財政収支の均衡を図ることができないのか。

・安定した建設財源の確保

起債償還のタイミングにより、建設財源不足となる時期については資本費平準化債により財源を確保。

言っていることが理解できない。わかりやすく説明してください。

各務原市の考え

- ・建設事業には、国庫補助金、受益者負担金、企業債などの財源が必要となります。特に企業債は、後年度に償還金という負担が発生するものであるため、事業量によって下水道使用料への影響が大きくなります(雨水事業を除く)。そのため、事業費だけでなくその財源も併せて見込み、さらにはその事業費を確保するには将来どの程度の使用料が必要となるかをシミュレーションし、事業量を調整しました。
- ・上記の通り、将来の下水道使用料負担を考慮して、整備量を調整し、現実的な計画としました。その中で、汚水管路建設については、公共下水道事業計画(汚水)の既存計画分と今年度変更計画分の整備が完了した時点でいったん概成としています。
- ・下水道使用料改定については、本経営戦略においては現段階では独立採算という高い目標に向けて使用料改定の方向性でお示しているものであり、改定が決定されたものではありません(令和4年度の改定は議決済)。本経営戦略の見直しの都度、使用料の改定の要否を含めて議会にお諮りします。
- ・資本費平準化債の説明を追加します。

<追加>

減価償却費(現金を伴わない支出)は施設の償却年数に応じて毎年度費用に計上され、一方企業債の償還元金は毎年度資本的支出として計上されます。企業債の償還年数は償却年数より短いことが多く(本市では、償却年数が50年、償還年数が30年)、長期前受金戻入(建設費の財源となった国庫補助金等を、減価償却費の計上に合わせて収益化すること)分を差し引いても、償還金を支払う現金が不足します。それを補てんするために、資本費平準化債の借入制度が設けられています。本市では地方公営企業法を適用する令和2年度より借入を行います。借金であることには変わりないため、計画期間の間に借入額がゼロになるよう見込んでいます。

- ・ご意見にある「効率的な地域に整備は終了している」は、市ではその認識はありません。汚水処理に関して、地域の特性等を鑑みて、下水道での処理が効率的と思われる地域への下水道整備に集中します。
- ・独立採算は、公営企業の経営の基本原則です。その一方で、下水道事業に対する繰出金については、総務省から発出される「地方公営企業繰出金について(通知)」で定められています。この通知に基づき認められる経費について、一般会計からの繰出金として公費負担されます。
- ・「安定した建設財源」の確保の項目を以下の通り修正します。

<修正>

確実かつ現実的な資本的収支の運営

起債償還のタイミングにより変動する資本的収支について、必要最小限の資本費平準化債借入により各年の収支を平準化。

対象箇所

P10~14 5.1 経営戦略の策定(投資・財政計画表)(2) 投資・財政計画の要点

意見内容

- ・1)建設改良費 2)企業債残高 3)一般会計繰入金 4)下水道使用料の4項目で十分でしょうか？それぞれに簡潔に説明しているつもりだと考えるが、もう少し丁寧な記述が必要だと思います。各項目に各年度の推移グラフがありますが、具体的なデータがありません。各年度すべて載せる必要はなく、たとえば、使用料改定を考えている年度を踏まえ、令和4年度から4年きざみでデータを載せてほしい。文章上の金額は単位を億円にした方は市民にはわかりやすい。(千円、百万円、十億円という使い方はではなく)グラフの単位はそのままが良いと思います。

1)建設改良費

汚水管路の新設に関しては、令和7年度までは一定の事業量を保ちますが、令和8年度以降は事業量を減少させます。これにより、建設改良費全体としては令和8年度以降1,500百万円前後で推移することとなります。

雨水管路及び雨水貯留施設については、これまでと同様の整備量を見込んでいます。

区分が5項目あるのですべてについてコメントしてほしい。具体的な数字がほしい。上記下線部を見直してほしい。

建設改良費全体としては、令和8年度以降1,500百万円前後で推移することとなります。は結論なので最後が良いと思います。

2)企業債残高

令和7年度の20,000百万円をピークに15,000百万円程度まで減少する計画となっています。

これだけの説明で良いとは考えにくい。企業債の発行額と償還額がイメージできないのは残念。

3)一般会計繰入金

令和3年度の850百万円をピークに令和31年度には400百万円まで減少させる計画となっており、後述する使用料改定により独立採算となるまでは、必要な額の繰入を見込みます。

一般会計繰入金の基本的考え方、一般会計と下水道事業会計の間における負担区分のルールを明示すべきです。基準外繰入は早急に解消し、さらに基準内繰入まで踏み込んで減らす方針であるが、十分な議論がなされたのか。一般的に「繰出・繰入の基準を決定する際は、その実情に応じて、一般会計と下水道事業会計で協議の上、法令や国の繰出基準の趣旨を踏まえて解釈、決定すべきである。」といわれる。

概要版では、下水道使用料を令和4年度の改定(議決済)の後、分流式下水道等に要する経費(基準内繰入のうち本来は使用料で賄うべきとされている経費)に対する繰入金も使用料で賄うことができるよう定期的な使用料改定を行うこととし、令和8年度以降は基準内繰入の一部のみに対する繰入金とした。とある。本編にはこれを説明する内容がないのは理解できない。分流式下水道等に要する経費(基準内繰入のうち本来は使用料で賄うべきとされている経費)とあるが、国の繰出基準も踏まて、わかりやすく説明すべき項目であると思います。

下水道事業について、一般会計の負担すべき経費の考え方は、第1次下水道財政研究委員会(昭和36年)において、いわゆる「雨水公費・汚水私費」の原則が提言され、これを基本とした地方財政措置がとられてきたという。基準内繰入金の水準は、地方交付税措置額に拠ることが多いと聞く。下水道費として地方交付税措置された額は繰出すべきと考えるので実情を明らかにしてください。

繰入金の内訳を細かく項目ごとに明示してください。特に令和8年度以降の国の基準による繰入可能額と実際の繰入額がわかるようにしてください。

4)下水道使用料

将来の人口減少や節水傾向による収入減にも対応できるよう、令和20年度まで5回の下水道使用料改定を行う計画とします。

ほかに説明すべきことがあるのでは、丁寧な記述が求められるのではないか。

P9 図5-1 経営戦略策定方針で、

・下水道使用料改定

計画期間内の収益的・資本的収支に必要な使用料を見込むため4年ごとに10%の使用料改定を行い、令和20年度以降は据え置き。

効果

・独立採算を目指した事業経営

段階的な使用料改定により、基準外繰入だけでなく、令和20年度以降は基準内繰入のうち分流式下水道等に要する経費も使用料で賄うことができる。とある。

図5-5 下水道使用料推移グラフでは5回の改定予定年次、各年度の使用料を棒グラフで示しているが、具体的な改定内容を示していない。令和8年以降、改定の詳細設計はせずに、総額10%アップを見込んでいるのか。

概要版では、一般会計繰入金は(1)のとおりとし、且つ資本的収支における補てん財源不足を補うことができるよう、令和8年から令和20年までに4年に1度改定を行うことにした。(令和4年度の改定は議決済)とある。また、資本的収支における補てん財源不足について、補てん財源としては、まず収益的収支において発生する現金支出のない費用が充てられるが、それでも不足する場合は企業としての利益を充てなければならない。利益を確保するためには、使用料の改定か一般会計繰入金の増額しかない。とある。一般会計繰入金を極力減少するような計画を策定するとP2経営戦略策定手順で定めている。より現実的な経営戦略と逆行しかねない。

各務原市の考え

・各項目の数値については、金額の変動が計画年度全体で見やすくなるようグラフ表示としていますが、文章中の単位については、ご指摘いただいた点を踏まえ、わかりやすい表記に修正します。なお、グラフ化した項目は、本経営戦略で特に重要と考えるものを重点的に掲載しています。

・建設改良費の見込については、P6に記載の考え方にに基づき見込んだ金額をグラフ化しています。なお、流域下水道建設負担金のみ、以下の通り説明を追加します。また、「建設改良費全体としては、…」は、ご指摘いただいた通り末尾に記載します。

<追加>

流域下水道建設負担金は、本市を含め4市6町で構成する木曾川右岸流域下水道で実施する事業への負担金です。流域下水道も本市と同様に令和2年度中に経営戦略が策定されるため、本市の経営戦略の策定段階において事業費等を見込むことは困難で、令和2年度予算額を次年度以降も同額で計上しています。

・本経営戦略においては、各年度の発行額や償還額そのものより、将来負担となる企業債残高を本計画期間において減らすことが重要と考え、残高をグラフ化しています。発行額や償還額については、P19~21に掲載の「投資・財政計画(資本的収支計画)」にてご確認いただけます。

・一般会計繰入金については、総務省が毎年度発出する「地方公営企業繰出金について(通知)」の基準に基づき、認められる繰入金を見込んでいます。なお、説明を次のとおり修正します。

<修正>

下水道使用料を令和4年度に改定(議決済)した後、分流式下水道等に要する経費(基準内繰入のうち本来は使用料で賄うべきとされている経費)に対する繰入金も使用料で賄うことができるよう、定期的な使用料改定を行うこととしました。この使用料改定により独立採算となるまでは、必要な額の繰入を見込み、令和8年以降は基準内繰入の一部のみに対する繰入金としました。これにより、令和3年度の8億5千万円をピークに令和31年度には4億円まで減少する計画となっています。

・下水道使用料改定については、本戦略においては現段階では独立採算に向けて使用料改定の方向性でお示しているものであり(令和4年度の改定は議決済)、本戦略の見直しの都度、使用料の改定の可否を含めて議会にお諮りします。なお、説明は次のとおり修正します。

<修正>

一般会計繰入金は 3) のとおりとし、且つ資本的収支における補てん財源不足額を補うことができるよう、令和8年度から令和20年度まで4年に1度改定を行う計画としました(令和4年度の改定は議決済)。これにより、将来の人口減少や節水傾向による収入減にも対応することができます。

※資本的収支における補てん財源不足:

資本的収支においては多くの場合に支出>収入となり、補てん財源が必要となります。補てん財源としては、まず収益的収支において発生する現金支出のない費用(減価償却費-長期前受金戻入)が充てられますが、それでも不足する場合は企業としての利益を充てます。利益を確保するためには、使用料の改定か一般会計繰入金の増額が必要となります。本市においては、独立採算の原則に基づき、下水道使用料の改定により対応する計画としています。

対象箇所

P15~21 5.1 経営戦略の策定(投資・財政計画表)(3) 投資・財政計画表

意見内容

・資料として他会計繰入金に細区分を設け、その金額を示す。基準内繰入金については、国の基準と本市の基準がわかるように示す。

様式第2号区分について必要に応じ用語説明があるとわかりやすい。

各務原市の考え

一般会計繰入金については、総務省が毎年度発出する「地方公営企業繰出金について(通知)」の基準に基づき、認められる繰入金を見込んでいます。

なお、ご指摘をいただいた用語説明を追加します。

対象箇所

P22 5.2 今後検討予定の取組の概要

意見内容

・(1) PPP/PFI の導入

本市においては、PPP の一手法であり、近年導入実績が増加してきている下水道管路施設の包括的民間委託について、今後取組を検討します。

下水道管路施設の包括的民間委託によりコスト縮減余地が拡大するのなら、早急に調査研究する必要があるのではないか、今後取組を検討します。では、積極的に進める方針表明にならない。P22 の位置づけが甘いと感じる。

各務原市の考え

本市の資産である下水道施設はその多くが管路であり、処理施設を有する自治体において導入する場合と単純比較することは困難であると考えます。導入実績も踏まえ、取組による効果があるかどうか、今後慎重に検討していきます。

対象箇所

P22 5.2 今後検討予定の取組の概要

意見内容

(2) 下水道管路施設包括的民間委託により想定される効果

各務原市は進めたい方向に対して、何故、この様な資料を作ったり、議会で答弁したりするのか非常に不満

です。現状と新たな方向の2つの選択肢があれば、きっちりと2つを比較して、市民に提示して頂きたい。

提案「下水道管路施設包括的委託と現状の維持管理の比較」

追記(表5-1)

現状の維持管理が有利な項目を追記する

例:緊急設備投資(大規模災害で下水道設備に緊急投資が必要な場合)

民間 費用負担が出来ない

現状 公的設備であり公的資金の投入が可能

各務原市の考え

他自治体の導入実績も踏まえ、取組による効果があるかどうか今後検討し、必要に応じて本経営戦略の見直しにおいて反映させていきます。

対象箇所

P23 6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

意見内容

・(3)見直し期間

経営戦略策定後、4年ごとに経営戦略の見直しを行います。

令和5年度には改定作業に入り、令和6年度には改定経営戦略が策定される。令和2年度から法適用の企業会計方式を採用し、毎年度事後検証することで課題もより明らかになると思う。経営状況のみならず、各務原市の下水道事業の現状を確認し資料を作成し、積極的に情報公開されることを望みます。できれば、経営戦略やその他諸計画についても本編のみならず、収集整理された資料・作業データ等についても公開し、市民にわかりやすい工夫をしていただくようお願いします。

各務原市の考え

ご意見を活かし、今後の事後検証・改定作業ではさらにわかりやすい資料等をお示しできるよう努めます。

対象箇所

P23 6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

意見内容

(2) 検証内容

小生の意見2及び意見5を前提に、以下の追記をお願い致します。

「重点的に検証を行います。(以下追記)加えて、更に進むと危惧される異常気象に対する危機管理で得られた知見に対しても検証を行います。」

小生の理想としては、集中豪雨等の緊急事態において、市長や執行部、下水道担当者が排水状況や河川の水位を市役所で画面を見ながら、消防や警察と連携し、住民の避難誘導や何かの緊急物資の投入ができる事です。夢かもしれませんが。

各務原市の考え

市では、河川の水位等の情報を市のウェブサイト集約し(市民の皆様にもご覧いただけます)、必要に応じて排水ポンプの稼働、避難の案内等実施しています。